



(号外)
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省 令〕

○道路運送車両法施行規則等の一部を
改正する省令(国土交通八三)

〔公 告〕

諸事項

官庁

建設業の営業の停止命令関係

裁判所

除権判決、破産、免責、再生関係

特殊法人等

税理士証券無効・登録まつ消、企業

年金基金設立、平成十五年度共済組

合の決算(農林水産省・林野庁・文

部科学省)関係

地方公共団体

行旅死亡人関係

会社その他

会社決算公告

一五 一四 一五 一五

省 令

○国土交通省令第八十三号
道路運送車両法の一部を改正する法律(平成十四年法律第八十九号)の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、並びに道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)を実施するため、道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。
平成十六年八月十七日
国土交通大臣 石原 伸晃

道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令

(道路運送車両法施行規則の一部改正)

第一条 道路運送車両法施行規則(昭和二十六年運輸省令第七十四号)の一部を次のように改正する。
目次中「検査」を「検査等」に改める。

第八条第三項第二号中「登録証書」の下に、「(第四十条の五第一号において単に「登録証書」という。)を加える。

「第六章 道路運送車両の検査」を「第六章 道路運送車両の検査等」に改め、第一節 自動車
の検査」を「第一節 自動車の検査等」に改める。

第三十六条第三項中「法第十六条第一項のまつ消登録」を「一時抹消登録」に、まつ消登録証明
書」を「一時抹消登録証明書」に改め、同条第五項及び第六項中「法第十六条第一項の規定により
抹消登録を受けたもの」を「一時抹消登録を受けたもの」に改める。

第三十六条の十七第一項第二号中「二けた」を「三けた」に改める。
第四十条の次に次の十条を加える。

(解体等に係る届出を必要としない自動車)
第四十条の二 法第六十九条の二第一項の国土交通省令で定める自動車は、次に掲げる自動車とす
る。

一 車両番号の指定を受けたことがない検査対象軽自動車

二 被牽引自動車である検査対象軽自動車

三 二輪の小型自動車

(解体等に係る届出)

第四十条の三 法第六十九条の二第一項の規定により届出をしようとする者は、次に掲げる事項(使
用済自動車の解体に係る届出にあつては、第四号に掲げる事項を除く。)を記載した届出書を提出
しなければならない。

一 車両番号(自動車検査証が返納された自動車に係る届出にあつては、自動車検査証が返納さ
れた際の車両番号)

二 車台番号

三 届出者の氏名又は名称及び住所

四 届出の原因及びその日付

五 届出の年月日

2 前項の届出書には、次に掲げる書面(当該届出をしようとする者が国又は地方公共団体である
ものにあつては、第一号に掲げる書面を除く。)を添付しなければならない。

一 当該届出に係る自動車に係る軽自動車検査ファイルに記録されている所有者の氏名若しくは
名称又は住所に変更があつたときは、当該届出をしようとする者の住所を証するに足りる書面

二 自動車検査証が返納された後に所有者の変更があつた場合であつて、当該所有者の変更につ
いて軽自動車検査ファイルに法第六十九条の三において準用する法第十八条第三項の記録がな
されていないときは、当該所有者の変更があつた旨を証明することができる書面

三 当該届出に係る自動車が滅失し、若しくは自動車の用途を廃止したとき又は当該自動車の車
台が当該自動車の車両番号の指定の際存したものでなくなつたときは、その事実を証するに足
りる書面